

家庭草木回収所(春岡) 利用に関するお知らせ

本年度7月8日から、草木のリサイクルを促進するため、土日に市民が直接草木を搬入できる回収場所(草木仮置き場)を春岡に整備しました。

利用希望者からの問い合わせを多くいただいているため、問い合わせが多い件や変更点についてお知らせします。

【問い合わせ先】

袋井市 廃棄物対策課 ごみ減量推進係

TEL:0538-84-6057

(番号をお間違えの無いようお願いします。
E-mail: genryou@city.fukuroi.shizuoka.jp
FAX:0538-44-3185

※前回の班内回覧でFAX番号の記載が誤っていました。

前回(7月配布分)の班内回覧のFAX番号には、電話・FAXをしないように願います。

<8月からの変更点>

市内在住者の利用であることを確認するため、8月から受付の際に自治会名の記載に加え、係員へ運転免許証等の本人確認書類の提示をお願いします。

<よくあるお問い合わせと注意点>

【利用期間等について】

Q1 いつ利用できますか？

A1 年末年始を除く、土曜日・日曜日の午前9時～12時です。

※お盆等の連休は非常に混雑が予想されるため、時間に余裕をもってお越しください。

Q2 いつまで利用できますか？

A2 年末年始を除き、年度末まで継続して利用できるようにする予定ですが、予算等の状況により、事業を休止する場合があります。事業実施に問題等がなければ、来年度以降も草木回収所を続けることを検討しています。

Q3 雨でも利用できますか？

A3 荒天以外は、雨天でも利用できます。

※利用が危険と判断される場合はホームページで中止をお知らせします。

【場所等について】

Q 4 スマートフォン（グーグルマップ）での検索方法はありますか？

A 4 「**春岡グラウンド**」と検索してください。

※袋井市ホームページに地図が掲載されています。

ホームページ
QRコード



【回収について】

Q 5 回収できるものは何ですか？

A 5 袋井市内の「家庭」で剪定した生木の枝、草取りをして出た草のみ回収できます。

※長さ2m以内、太さ直径60cm以内です。木材加工品・事業者の搬出した草木は対象外です。

Q 6 枯れ木、枯れ葉は回収できますか？

A 6 乾燥しているものは回収できます。（腐葉土化しているもの、腐敗しそうなものはリサイクルできないので回収できません。）

Q 7 野菜は回収できますか？

A 7 腐りやすいもの（リサイクルできないもの）との区分が難しいため、野菜類（茎・根・つる含む）は全て回収していません。

Q 8 ひも・袋は回収できますか？

A 8 ひもや袋はリサイクルできないため、回収できません。運ぶ際に使用したひもや袋は、搬出時に外し、草木のみにして搬出していただくようになるため、外しやすいひもや袋をご使用ください。

Q 9 係員は搬出を手伝ってくれますか？

A 9 係員は受付・誘導のみ行います。草木はご自分で搬出していただくこととなるため、搬出しやすいように積み込みを行い、搬出に時間がかかりそうな場合は、搬出を手伝ってくれる方とお越しくください。

